

共済契約者様へお願い 退職者の方に、この資料により退職手当金請求手続き等についてご説明をお願いいたします。

この資料は、退職者が行う基本的な手続きの内容を記載しています。

退職手当共済制度の詳細については、当機構のホームページをご参照ください。

「福祉医療機構・退職手当共済事業」 (<https://www.wam.go.jp/hp/cat/taisyokuteate/>)

「社会福祉施設職員等退職手当共済制度マニュアル」 (<https://www.wam.go.jp/hp/guide-taisyokuteate-tabid-1528/>)

退職される皆さまへ

～福祉医療機構 退職手当共済制度のご案内～

退職とは・・・・・・・・・・退職手当共済制度上、以下の場合が「退職扱い」となります。

- ▶雇用契約の終了（契約更新切替のタイミングを含む）
- ▶実際は勤続しているが、制度の加入要件を満たさなくなった場合
- ▶制度の契約対象外施設へ異動となった場合

被共済職員期間とは・・・・退職手当共済制度の加入から退職までの間で、退職手当金の算定対象となる期間です。実際にお勤めになっていた期間とは、一致しない場合があります。退職した後に、再び退職手当共済制度に加入した場合は一定の条件を満たせば、前後の被共済職員期間を繋ぐことも可能です（＝合算制度）。

目次（必要となる手続きについて）

- 1 退職手当金の請求
退職手当金を受け取りたい
- 2 合算制度の利用
退職するが今後再就職（制度に再加入）をする予定なので、今は退職手当金を受け取らない
- 3 契約対象外施設へ異動する場合
同一法人の別施設に異動となるが、制度に加入していない施設（契約対象外施設）だった
- 4 雇用契約が変更となる場合
同一法人で継続して勤務する（制度には加入できる）が、雇用契約が変わる
- 5 よくあるご質問

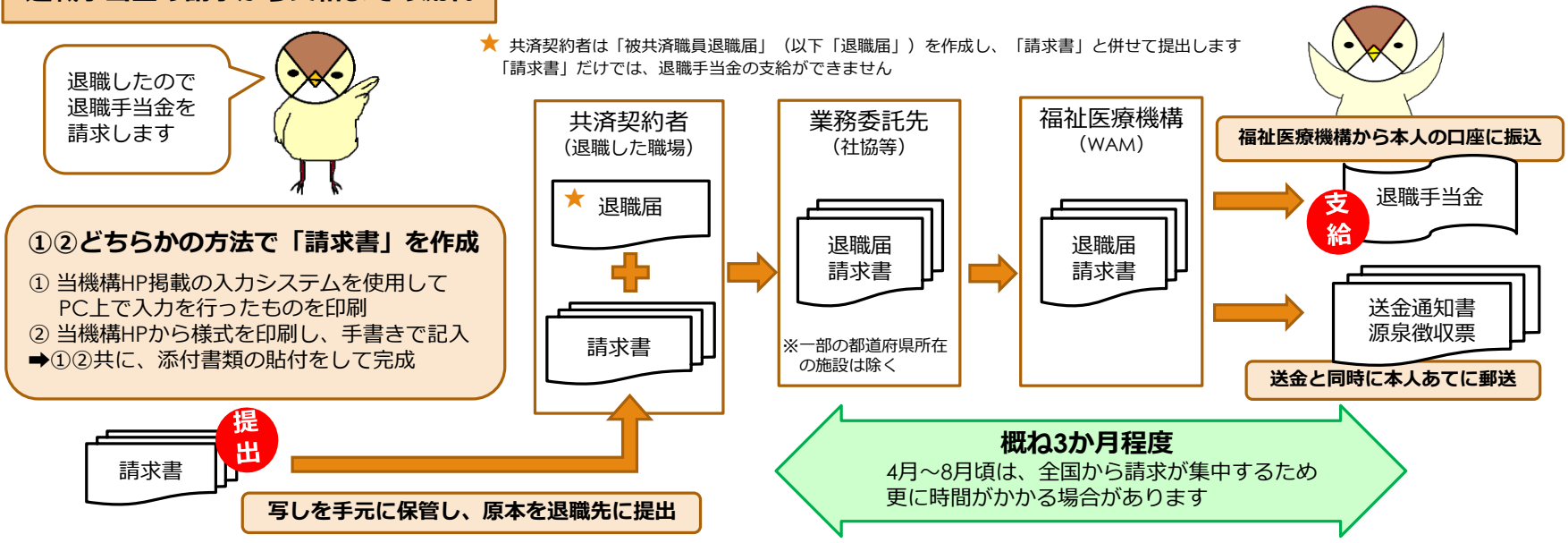
（参考）退職手当金額早見表・退職手当金計算シミュレーション

1. 退職手当金の請求

対象になる方：被共済職員期間1年以上の方

退職者が作成する書類：約款様式第7号の2「退職手当金請求書（1～4枚目）」※以下「請求書」と記載

退職手当金の請求から支給までの流れ



ご 注 意

○「請求書」の内容に不備がある場合、福祉医療機構から本人あてに照会文書をお送りします。

【よくある不備例】

- ・退職所得申告書、金融機関コード等の記入漏れ（①の方法で請求書を作成すると、チェック機能により記入漏れが防げます！）
- ・振込先口座の名義相違（お振込みまでの期間に名義を変更した場合、お振込みができませんのでご注意ください！）

○退職手当金額の計算式は、次の通りです。

退職手当金＝「計算基礎額（退職前6か月の平均本俸月額で決定）」×「支給乗率（被共済職員期間（年単位）で決定）」

※事前に退職手当金額をお示しすることはできません。

金額の目安については、「退職手当金額早見表」（8頁）や「退職手当金計算シミュレーション」（9頁）をご活用ください。

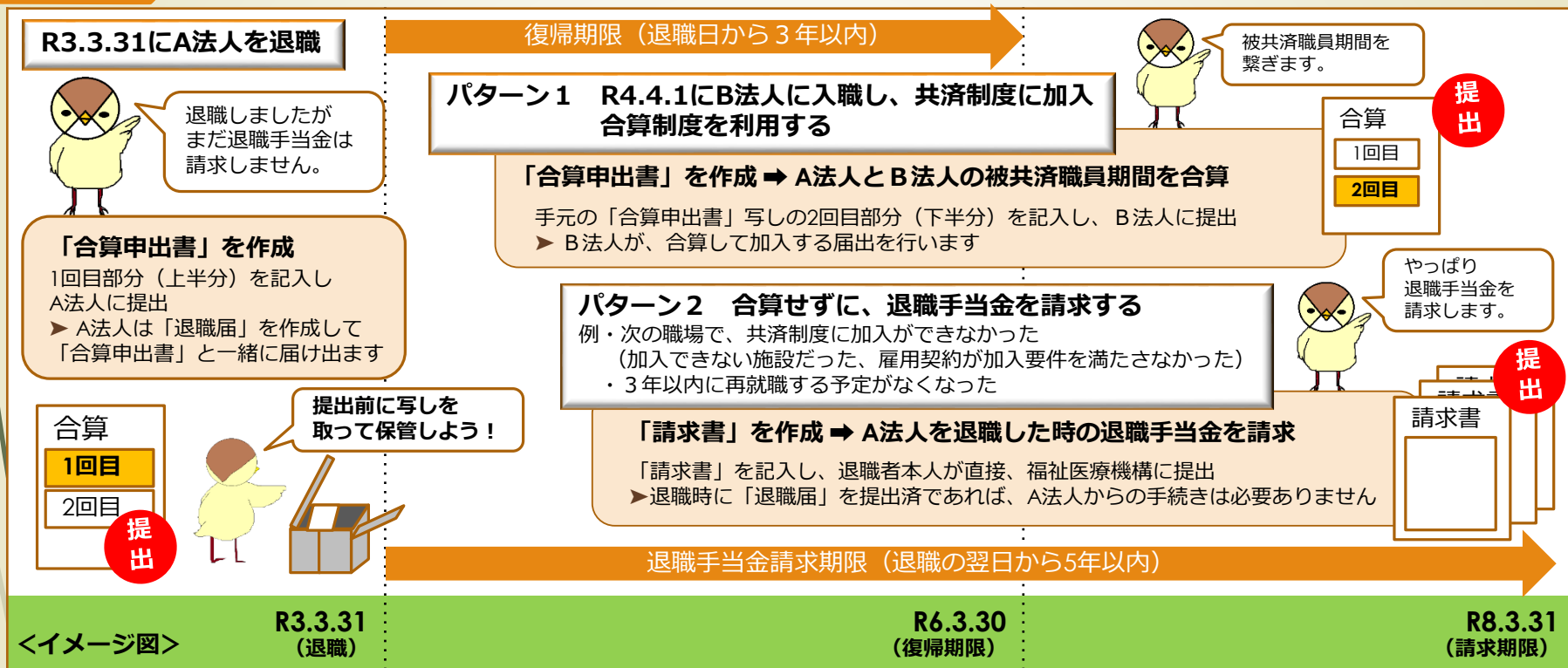
○退職手当金の請求期限は、退職日の翌日から**5年間**です。

支給まで余分に時間がかかってしまうので
提出前に不備がないか、確認しましょう！

2. 合算制度の利用

対象になる方：加入期間が1年以上の方

退職者が作成する書類：約款様式第7号の3「合算制度利用申出書」※以下「合算申出書」と記載



ご 注 意

- 退職手当金請求書を提出した後は、合算制度を利用することはできません。
また、A法人とB法人の被共済職員期間を合算した後は、A法人退職時点での退職手当金を請求することはできなくなります。
- 共済契約者間の都合で別の共済契約者に異動（1日の間もなく）となった場合は、上記の手続きは必要ありません。
共済契約者が届出（約款様式8号）を行い、被共済職員期間を通算することができます。
- 被共済職員期間が長い方が支給乗率は上がりますが、退職前の本俸額が下がると計算基礎額が低くなります。
合算申出書（1回目）提出後、再就職先の本俸月額が大きく下がるような場合は、合算制度を利用するかよくご検討ください。

3. 契約対象外施設へ異動する場合

退職者が作成する書類：なし（共済契約者が届出を行います）

対象になる方：加入期間が1年以上の方

共済契約者（法人）

<イメージ図>

A施設
（加入施設）

R3.3.31まで
勤務



異 動

B施設
（非加入施設）



R3.4.1から
R6.3.31まで勤務

異 動

C施設
（加入施設）

R6.4.1から
勤務



復帰期限は異動になった日から5年間です（R8.3.31まで）
復帰期限内に加入施設に異動とならなかった場合（再び共済制度に加入しなかった場合）は、R3.3.31時点の退職手当金を請求してください
（参照：「1. 退職手当金の請求」）

R3.3.31で制度上退職扱いとなるため、①か②を選択

- ① 退職手当金を請求する
➡ 請求手続きを行います（参照：「1. 退職手当金の請求」）
- ② R3.3.31時点では退職手当金を請求せずに、合算希望とする
➡ 共済契約者が異動の届出（約款様式9号）を行います

復帰期限内に、C施設（加入施設）に異動となり
再度共済制度に加入することとなったため、被共済職員期間を合算

- R3.3.31までと、R6.4.1以降の期間が合算されます
（R3.4.1からR6.3.31までは、被共済職員期間とはなりません）
- 共済契約者が、共済制度へ復帰する届出（約款様式9号）を行います
- C施設が新規加入をさせない届出を出している場合、再加入はできません

ご 注 意

- 退職手当金請求書を提出した後は、復帰手続き（合算制度の利用）に変更することはできません。
また、復帰の届出を行い被共済職員期間を合算した後は、R3年3月31日時点での退職手当金を請求することはできなくなります。
- 上記の手続きは、同じ共済契約者内での異動のみが対象です。
別の共済契約者へ就職した場合は、合算の手続き方法が異なり、復帰期限は3年間となります。（参照：「2. 合算制度の利用」）

4. 雇用契約が変更となる場合

対象になる方：雇用契約に変更があった方
(変更後の雇用契約も加入要件を満たす場合)

現在の雇用契約を終了（変更）し、新たに雇用契約を結んだ方は、以下のどちらかを選択できます

パターン1. 雇用契約終了時点で退職手当金を一旦請求し、改めて新規で加入

パターン2. 現在の加入状態を継続（退職手当金を請求せず、被共済職員期間を継続）

<イメージ図>

パターン1

パターン2

1-① 退職手当金を請求
(期間はリセットされる)

1-② 新規加入
(期間は1年目から再スタート)

2 加入状態を継続
(手続きなし)

H13.4.1～
(制度に加入)

～R3.3.31
(いわゆる正職員として勤務)

R3.4.1～
(いわゆるパート職員として勤務)

～R5.3.31
(退職)

必ず確認

被共済職員期間：20年

被共済職員期間：2年

▶雇用契約変更後に本俸月額が下がる場合、**雇用契約変更前に退職手当金を請求した場合の金額を下回ることがあります！**
検討の際は、退職手当金額早見表や退職手当金計算シミュレーションをご活用ください。

▶新規加入をさせない届出をしている施設では、退職手当金の請求後は新規で再加入できません（1-②が不可となります）。

受取額の比較例

※退職手当金は、退職前6か月の本俸月額と被共済職員期間（年単位）を基に算出

パターン	請求時の雇用形態	被共済職員期間	退職前6か月の平均本俸月額	退職手当金受け取り額
1-①	正職員	20年	250,000円	5,111,250円
1-②	パート職員	2年	130,000円	135,720円
2	パート職員	22年	130,000円	3,110,250円

同じ22年でも
本俸の差で
影響が大！



5. よくあるご質問（Q & A）

Q	「請求書」や「合算申出書」を提出した後、福祉医療機構から連絡はありますか？
A	「請求書」ご提出後は、退職手当金の送金と同日にマスクメール（退職手当金送金通知書・退職所得の源泉徴収票）をお送りします。送金時期の目安は、業務委託先に書類が到着してから3カ月程度（4月～8月は更にお時間かかることがございます）となります。支給時期や退職手当金額についての事前通知（不備照会の通知は除きます）は行っておりませんので、ご了承ください。また、「合算申出書」を提出した場合は、福祉医療機構からの通知はございません。
Q	福祉医療機構からの退職手当金について、確定申告は必要ですか？
A	当制度の退職手当金については、住民税や所得税を差し引いた金額（源泉徴収をした状態）を支給しています。退職所得は、通常の給与等の金額とは分けて課税されることになっており、支払者が手続きを行うため、確定申告は不要です。
Q	個人番号（マイナンバー）の確認書類は、提出しなければいけませんか？何を出せばいいですか？
A	マイナンバー制度導入後、税務関係書類（「退職所得申告書」）には、個人番号を記載することが義務付けられています。個人番号および個人番号の身元（実存）確認としては、以下のパターンのいずれかで必要書類（写）をご提出ください。 1. 個人番号カード（マイナンバーカード）の写真のある面（表）＋個人番号カードの12桁の番号のある面（裏） 2. 個人番号が記載された住民票（写）＋顔写真付き身元確認書類（免許証、パスポート他）1点 3. 個人番号が記載された住民票（写）＋健康保険証、年金手帳等の顔写真がないものの本人であることが確認できる書類2点 （住民票の原本をご提出いただく場合は、本人確認書類（顔写真無）は1点で構いません） ※身分証明書の場合、退職日時点で有効期限内であるかどうかご確認ください。 ※確認書類に不備があった際は、再提出のご連絡（文書）を請求者（ご本人）あてに送付いたします。
Q	退職したばかりですが、「退職届」と「請求書」を別々に送付してもいいでしょうか。
A	「退職届」と「請求書」はセットにして、共済契約者（退職した職場）からご提出いただくようお願いしています。別々に送付された場合は、退職手当金支給までのお手続きに通常よりお時間がかかる場合がございますので、ご注意ください。

お問い合わせ先

独立行政法人福祉医療機構 共済部退職給付課

ナビダイヤル

TEL: 0570-050-294

FAX: 03-3438-0584/9261

(参考) 退職手当金額早見表

※当機構のホームページにも掲載しております

(新乗率)退職手当金額早見表

普通退職(業務上の傷病又は業務上の死亡による退職を除く)

計算基礎額 賃金・労働負担額	(単位:円)																			
	62,000	74,000	86,000	100,000	115,000	130,000	145,000	160,000	175,000	190,000	205,000	220,000	235,000	250,000	265,000	280,000	300,000	320,000	340,000	360,000
1年	32,364	38,628	44,892	52,200	60,030	67,860	75,690	83,520	91,350	99,180	107,010	114,840	122,670	130,500	138,330	146,160	156,600	167,040	177,480	187,920
2年	64,728	77,256	89,784	104,400	120,060	135,720	151,380	167,040	182,700	198,360	214,020	229,680	245,340	261,000	276,660	292,320	313,200	334,080	354,960	375,840
3年	97,092	115,884	134,676	156,600	180,090	203,580	227,070	250,560	274,050	297,540	321,030	344,520	368,010	391,500	414,990	438,480	469,800	501,120	532,440	563,760
4年	129,456	154,512	179,568	208,800	240,120	271,440	302,760	334,080	365,400	396,720	428,040	459,360	490,680	522,000	553,320	584,640	626,400	668,160	709,920	751,680
5年	161,820	193,140	224,460	261,000	300,150	339,300	378,450	417,600	456,750	495,900	535,050	574,200	613,350	652,500	691,650	730,800	783,000	835,200	887,400	939,600
6年	194,184	231,768	269,352	313,200	360,180	407,160	454,140	501,120	548,100	595,080	642,060	689,040	736,020	783,000	829,980	876,960	939,600	1,002,240	1,064,880	1,127,520
7年	226,548	270,396	314,244	365,400	420,210	475,020	529,830	584,640	639,450	694,260	749,070	803,880	858,690	913,500	968,310	1,023,120	1,096,200	1,169,280	1,242,360	1,315,440
8年	258,912	309,024	359,136	417,600	480,240	542,880	605,520	668,160	730,800	793,440	856,080	918,720	981,360	1,044,000	1,106,640	1,169,280	1,252,800	1,336,320	1,419,840	1,503,360
9年	291,276	347,652	404,028	469,800	540,270	610,740	681,210	751,680	822,150	892,620	963,090	1,033,560	1,104,030	1,174,500	1,244,970	1,315,440	1,409,400	1,503,360	1,597,320	1,691,280
10年	323,640	386,280	448,920	522,000	600,300	678,600	756,900	835,200	913,500	991,800	1,070,100	1,148,400	1,226,700	1,305,000	1,383,300	1,461,600	1,566,000	1,670,400	1,774,800	1,879,200
11年	356,004	425,616	494,228	576,000	660,000	744,000	828,000	912,000	996,000	1,080,000	1,164,000	1,248,000	1,332,000	1,416,000	1,500,000	1,584,000	1,680,000	1,776,000	1,872,000	1,968,000
12年	388,368	463,632	538,896	624,000	712,000	800,000	888,000	976,000	1,064,000	1,152,000	1,240,000	1,328,000	1,416,000	1,504,000	1,592,000	1,680,000	1,784,000	1,888,000	1,992,000	2,096,000
13年	420,732	501,504	582,276	672,000	764,000	856,000	948,000	1,040,000	1,132,000	1,224,000	1,316,000	1,408,000	1,500,000	1,592,000	1,684,000	1,776,000	1,884,000	1,992,000	2,100,000	2,208,000
14年	453,096	539,376	625,656	720,000	816,000	912,000	1,008,000	1,104,000	1,200,000	1,296,000	1,392,000	1,488,000	1,584,000	1,680,000	1,776,000	1,872,000	1,984,000	2,096,000	2,208,000	2,320,000
15年	485,460	576,240	667,020	768,000	868,000	968,000	1,068,000	1,168,000	1,268,000	1,368,000	1,468,000	1,568,000	1,668,000	1,768,000	1,868,000	1,968,000	2,080,000	2,192,000	2,304,000	2,416,000
16年	517,824	613,616	709,408	816,000	920,000	1,024,000	1,128,000	1,232,000	1,336,000	1,440,000	1,544,000	1,648,000	1,752,000	1,856,000	1,960,000	2,064,000	2,176,000	2,288,000	2,400,000	2,512,000
17年	550,188	650,784	751,380	864,000	972,000	1,080,000	1,188,000	1,296,000	1,404,000	1,512,000	1,620,000	1,728,000	1,836,000	1,944,000	2,052,000	2,160,000	2,272,000	2,384,000	2,496,000	2,608,000
18年	582,552	687,344	792,136	912,000	1,024,000	1,136,000	1,248,000	1,360,000	1,472,000	1,584,000	1,696,000	1,808,000	1,920,000	2,032,000	2,144,000	2,256,000	2,368,000	2,480,000	2,592,000	2,704,000
19年	614,916	724,608	834,300	960,000	1,076,000	1,192,000	1,308,000	1,424,000	1,540,000	1,656,000	1,772,000	1,888,000	2,004,000	2,120,000	2,236,000	2,352,000	2,468,000	2,584,000	2,696,000	2,808,000
20年	647,280	761,776	876,272	1,008,000	1,128,000	1,248,000	1,368,000	1,488,000	1,608,000	1,728,000	1,848,000	1,968,000	2,088,000	2,208,000	2,328,000	2,448,000	2,568,000	2,688,000	2,800,000	2,912,000
21年	679,644	800,144	920,644	1,056,000	1,180,000	1,304,000	1,428,000	1,552,000	1,676,000	1,796,000	1,916,000	2,036,000	2,156,000	2,276,000	2,396,000	2,516,000	2,636,000	2,756,000	2,876,000	2,996,000
22年	711,996	837,496	962,996	1,104,000	1,232,000	1,360,000	1,488,000	1,616,000	1,744,000	1,872,000	1,996,000	2,120,000	2,244,000	2,368,000	2,492,000	2,616,000	2,740,000	2,864,000	2,988,000	3,112,000
23年	744,360	874,860	1,004,360	1,152,000	1,284,000	1,416,000	1,548,000	1,680,000	1,812,000	1,944,000	2,076,000	2,208,000	2,340,000	2,472,000	2,604,000	2,736,000	2,868,000	2,992,000	3,116,000	3,240,000
24年	776,724	911,724	1,041,724	1,200,000	1,336,000	1,472,000	1,608,000	1,744,000	1,880,000	2,016,000	2,152,000	2,288,000	2,424,000	2,560,000	2,696,000	2,832,000	2,968,000	3,104,000	3,240,000	3,376,000
25年	809,088	949,088	1,079,088	1,248,000	1,388,000	1,528,000	1,668,000	1,808,000	1,948,000	2,088,000	2,228,000	2,368,000	2,508,000	2,648,000	2,788,000	2,928,000	3,068,000	3,208,000	3,348,000	3,488,000
26年	841,452	985,452	1,115,452	1,296,000	1,440,000	1,584,000	1,728,000	1,872,000	2,016,000	2,160,000	2,304,000	2,448,000	2,592,000	2,736,000	2,880,000	3,024,000	3,168,000	3,312,000	3,456,000	3,600,000
27年	873,816	1,021,816	1,151,816	1,344,000	1,496,000	1,648,000	1,792,000	1,936,000	2,080,000	2,224,000	2,368,000	2,512,000	2,656,000	2,800,000	2,944,000	3,088,000	3,232,000	3,376,000	3,520,000	3,664,000
28年	906,180	1,058,180	1,188,180	1,392,000	1,552,000	1,704,000	1,856,000	1,996,000	2,144,000	2,288,000	2,432,000	2,576,000	2,720,000	2,864,000	3,008,000	3,152,000	3,296,000	3,440,000	3,584,000	3,728,000
29年	938,544	1,094,544	1,224,544	1,432,000	1,596,000	1,752,000	1,904,000	2,056,000	2,208,000	2,352,000	2,496,000	2,640,000	2,784,000	2,928,000	3,072,000	3,216,000	3,360,000	3,504,000	3,648,000	3,792,000
30年	970,908	1,130,908	1,260,908	1,472,000	1,640,000	1,800,000	1,952,000	2,104,000	2,256,000	2,408,000	2,560,000	2,712,000	2,864,000	3,016,000	3,168,000	3,320,000	3,472,000	3,624,000	3,776,000	3,928,000
31年	1,003,272	1,167,272	1,297,272	1,512,000	1,684,000	1,848,000	2,000,000	2,152,000	2,304,000	2,456,000	2,608,000	2,760,000	2,912,000	3,064,000	3,216,000	3,368,000	3,520,000	3,672,000	3,824,000	3,976,000
32年	1,035,636	1,203,636	1,333,636	1,552,000	1,728,000	1,896,000	2,056,000	2,216,000	2,376,000	2,536,000	2,696,000	2,856,000	3,016,000	3,176,000	3,336,000	3,496,000	3,656,000	3,816,000	3,976,000	4,136,000
33年	1,067,996	1,240,996	1,370,996	1,584,000	1,764,000	1,932,000	2,092,000	2,252,000	2,412,000	2,572,000	2,732,000	2,892,000	3,052,000	3,212,000	3,372,000	3,532,000	3,692,000	3,852,000	4,012,000	4,172,000
34年	1,100,360	1,277,360	1,407,360	1,616,000	1,800,000	1,968,000	2,128,000	2,288,000	2,448,000	2,608,000	2,768,000	2,928,000	3,088,000	3,248,000	3,408,000	3,568,000	3,728,000	3,888,000	4,048,000	4,208,000
35年	1,132,724	1,314,724	1,444,724	1,648,000	1,836,000	2,004,000	2,164,000	2,324,000	2,484,000	2,644,000	2,804,000	2,964,000	3,124,000	3,284,000	3,444,000	3,604,000	3,764,000	3,924,000	4,084,000	4,244,000
36年	1,165,088	1,351,088	1,481,088	1,688,000	1,880,000	2,048,000	2,208,000	2,368,000	2,528,000	2,688,000	2,848,000	3,008,000	3,168,000	3,328,000	3,488,000	3,648,000	3,808,000	3,968,000	4,128,000	4,288,000
37年	1,197,452	1,387,452	1,517,452	1,720,000	1,916,000	2,084,000	2,244,000	2,404,000	2,564,000	2,724,000	2,884,000	3,044,000	3,204,000	3,364,000	3,524,000	3,684,000	3,844,000	4,004,000	4,164,000	4,324,000
38年	1,229,8,																			

(参考) 退職手当金計算シミュレーション

福祉医療機構のホームページに、退職手当金計算シミュレーションを掲載しています

【アクセス方法】

- ① 福祉医療機構のホームページ (<https://www.wam.go.jp/hp>) を開く
 - ② コンテンツ（トップページの左側に掲載）から、「退職手当共済事業」を選択する
 - ③ 「退職手当共済事業」の「2. 退職者のみなさまへ」から「退職手当金の試算：シミュレーションページ」を選択する
 - ④ 「退職手当金計算シミュレーション」をクリックする（下図のページが、別ウインドウで開きます）
 - ⑤ 必要項目を入力し、「計算する」ボタンをクリックすると退職手当金のシミュレーション結果が表示されます
- ※シミュレーション結果は、目安の金額となります

実際の退職手当金額を保証するものではありませんので、ご承知おきください

退職手当共済事業

退職手当金計算シミュレーション（退職日：平成28年4月1日以降対応）

注意！

- ★ この退職手当金計算シミュレーションはあくまで一定の条件の下で計算していますので、実際の退職手当金額を保証するものではありません。
- ★ 加入期間中に不算入月（10日以下の出勤月等）がある場合もシミュレーション上は算入月として計算されます。（表示された金額より、実際の退職手当金が少ない場合があります。）

A. 加入年月を入力してください。（年は西暦で入力してください。）

年 月

B. 退職年月を入力してください。（年は西暦で入力してください。）

年 月

C. 計算基礎額（退職前6カ月の平均本俸月額）を選んでください。

D. 退職理由を選んでください。

計算する

クリア

出勤日数が10日以下の月や
育児休業を取得した期間等があった場合は
実際の退職手当金額がシミュレーション結果より
少なくなる可能性があります

あくまでも目安として、ご活用ください！

Aは当制度への加入日、Bは制度上の退職日を入力します
※実際の入職日と退職日とは一致しない場合があります

Cは、退職前6カ月平均の本俸月額（基本給の金額）が
当てはまるものを選択してください

Dは、退職の理由を選択します
業務上の傷病等により障害の状態になった場合以外は
普通退職を選択してください